



平成 12 年 5 月 24 日
東京電力株式会社
関西電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社

返還ガラス固化体に係る事業所外廃棄確認申請書の一部補正
及び仏国におけるガラス固化体の測定結果について

平成 12 年度下半期に青森県六ヶ所村にある日本原燃株式会社の廃棄物管理施設に搬入を予定しております返還ガラス固化体 192 本のうち 104 本の所有者である各電力会社は、本日、平成 11 年 12 月 17 日付けをもって申請しました事業所外廃棄確認申請書の補正を国（科学技術庁）に提出しました。

このたびの補正は、本年 1 月下旬から 4 月上旬にかけて、仏国 COGEMA ラ・アーグ再処理工場において、ガラス固化体の外観が良であることを確認したことから、申請書本文を一部補正したものであります。

また、仏国においては、外観の他、ガラス固化体にかかる測定を行っております。
この補正の要旨については別紙ー 1、測定結果については別紙ー 2 のとおりです。

以上

別紙ー 1 事業所外廃棄確認申請書の一部補正の要旨
別紙ー 2 仏国での測定結果について

事業所外廃棄確認申請書の一部補正の要旨

１．申請日、申請者及び数量

申請日 ： 平成１１年１２月１７日（平成１２年５月２４日一部補正）
 申請者及び数量 ： 関西電力株式会社 ５６本
 東京電力株式会社 ２０本
 九州電力株式会社 １４本
 日本原子力発電株式会社 １４本

２．補正の内容

事業所外廃棄確認申請書本文「輸入廃棄物の内容等」の内、「輸入廃棄物の内容」に
 外観に関する記述を追加する。

「輸入廃棄物の内容」は以下のとおり。

○輸入廃棄物の内容：使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性液体廃棄物
 をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化材として固
 化したもの

・外観	：良
-----	----

・閉じ込め ：良
 ・容器材質 ：仏国規格 Z15 CN24 13（JIS SUH 309相当）
 ・容器肉厚 ：約５mm
 ・高レベル放射性液体廃棄物の起源
 ：軽水炉用ウラン燃料
 又は
 軽水炉用ウラン燃料及び軽水炉用ウラン燃料以外の燃料

以　上

仏国での測定結果について

第６回目の返還ガラス固化体の所有者である各電力会社は、仏国において返還対象のガラス固化体（１０４本）について各測定を実施し、判定基準に対して問題ないことを確認しました。

また、事前にショットブラストによるガラス固化体表面の磨き上げ及び表面汚染検査装置によるガラス固化体表面の拭き取りが行われていることについても確認しました。

１．測定期間

- ・平成１２年１月３１日～平成１２年２月 ７日
- ・平成１２年２月２１日～平成１２年２月２８日
- ・平成１２年３月１３日～平成１２年３月２０日
- ・平成１２年４月 ３日～平成１２年４月１０日

２．測定項目及び測定結果

（１）外観

ａ．測定方法

目視等により、ガラス固化体に著しい破損がないことを確認する。

ｂ．測定結果

全てのガラス固化体について、著しい破損がなく、結果は「良」である。

（２）閉じ込め

ａ．測定方法

ガラス固化体を測定容器に収納し、排風機によって測定容器内を経由した空気を放射性物質捕集器（フィルタ及びルテニウム捕集材）に通した後、フィルタ及びルテニウム捕集材の放射性物質（放射性セシウム及び放射性ルテニウム）を分析し、放射性セシウム及び放射性ルテニウムがそれぞれの判定基準（放射性セシウムの漏えい率：４．５Ｂq/３本・h以下、放射性ルテニウムの漏えい率：２．２Ｂq/３本・h以下）を満たしていることを確認し、ガラス固化体の閉じ込めが健全であることを確認する。

ｂ．測定結果

全てのガラス固化体は、判定基準を満たしており、結果は「良」である。

（３）表面汚染

ａ．測定方法

ガラス固化体を回転させて、ガラス固化体表面をスミヤろ紙で拭き取り、スミヤろ紙の分析を行って、放射性物質の表面汚染密度が判定基準（３．７Ｂq/cm²以下）を満たしていることを確認する。

ｂ．測定結果

全てのガラス固化体は、判定基準を満たしており、結果は「良」である。

以 上